

議案第66号宇陀市の特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例及び宇陀市介護老人保健施設事業の管理者の給与等に関する条例の一部改正についてに対する修正

宇陀市の特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例及び宇陀市介護老人保健施設事業の管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように修正する。

附則中「公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。」を「令和2年1月1日から施行する。」に改める。